

1 建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札への低入札価格調査制度の導入

安易な低価格入札による品質低下を防ぎつつ、不落の発生を抑制するため、一般競争入札及び指名競争入札へ低入札価格調査制度を導入する。

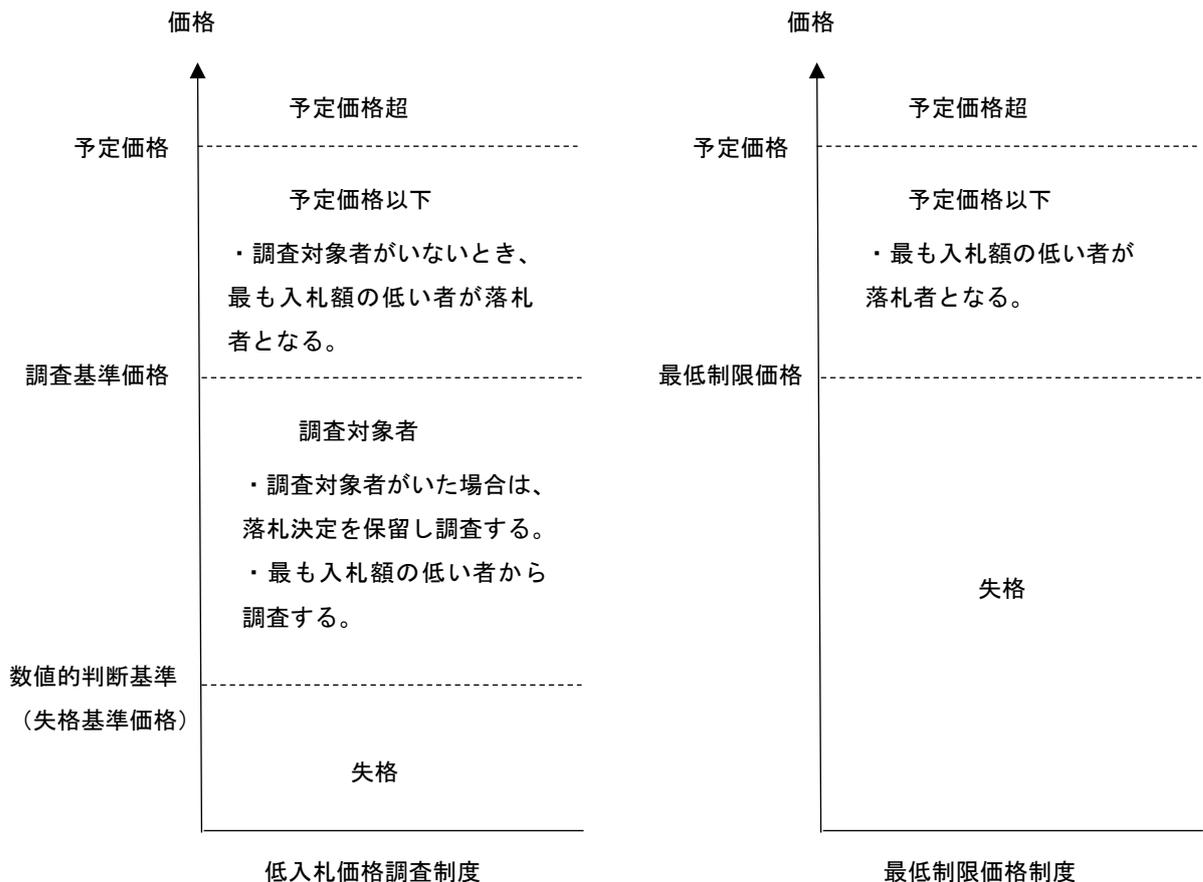
【改正】

予定価格	入札方式	適用制度
5千万円以上	総合評価	低入札価格調査 ・調査基準価格 ・数値的判断基準
1千万円以上 5千万円未満	一般競争	
2百万円超 1千万円未満	指名競争	
2百万円以下	随意契約	不適用

【現行】

予定価格	入札方式	適用制度
5千万円以上	総合評価	低入札価格調査 ・調査基準価格 ・数値的判断基準
1千万円以上 5千万円未満	一般競争	最低制限価格
2百万円超 1千万円未満	指名競争	
2百万円以下	随意契約	不適用

イメージ図



2 総合評価落札方式「簡易型」の試行導入

官製談合再発防止対策の一つである総合評価落札方式のさらなる拡大を図るため、新たに「簡易型」を試行導入する。従来の特例簡易型における評価に加え、工事の現場条件等を踏まえた「簡易な施工計画」の提出を求めることにより、技術的な視点から適切かつ確実な施工の確保を確認・評価することが可能となる。

開始時期：令和8年9月1日

	簡易型（試行導入）	特別簡易型（現行）
対象工事	<u>予定価格3億円以上</u>	予定価格5,000万円以上
施工実績、工事成績等の評価	有	有
簡易な施工計画の評価	<u>有</u>	無

3 手持ち工事制度の見直し

復旧復興事業の終了により年々発注件数が少なくなっていることから、手持ち工事の上限件数を現状に即した内容に見直しする。

	改正	現行
格付け工種ごとの件数	制限なし	3件
総件数	3件	5件

4 調査基準価格、数値的判断基準及び最低制限価格の見直し

(1) 解体工事に係る基準の見直し

入札参加業者の減少に加え、最低制限価格未満による失格・不落が発生している。

解体工事は新設工事と異なり、完成後の品質を保証すべき成果品が存在せず、産業廃棄物管理票（マニフェスト）によって適正な履行を確認できることから、基準を見直すことにより、入札の成立率の向上と円滑な事業執行を図る。

	改正	現行
調査基準価格の設定基準	予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の9.7（ <u>解体工事にあつては10分の7.5</u> ）を乗じて得た額	予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
数値的判断基準の設定基準	予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の9（ <u>解体工事にあつては10分の7</u> ）を乗じて得た額	予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額
最低制限価格の設定基準	予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の9.7（ <u>解体工事にあつては10分の7.5</u> ）を乗じて得た額	予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

(2) 建設工事に係る調査、設計及び測量の業務に係る基準の見直し

国の基準の一部改正にあわせ改正する。

ア 建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務の最低制限価格の設定範囲の改正

改正	現行
10分の6以上	10分の6以上
<u>10分の8.1</u> 以下	<u>10分の8</u> 以下

イ 測量業務等の最低制限価格の設定基準の改正
改正

業種区分	1	2	3	4
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に <u>10分の5</u> を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に 10分の6 を乗じて得た額	諸経費の額に 10分の6 を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10分の9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に <u>10分の5</u> を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に 10分の9 を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に 10分の8 を乗じて得た額	諸経費の額に <u>10分の5</u> を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10分の9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に <u>10分の5</u> を乗じて得た額

現行

業種区分	1	2	3	4
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に <u>10分の4.8</u> を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に 10分の6 を乗じて得た額	諸経費の額に 10分の6 を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10分の9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に <u>10分の4.8</u> を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に 10分の9 を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に 10分の8 を乗じて得た額	諸経費の額に <u>10分の4.8</u> を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10分の9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に <u>10分の4.5</u> を乗じて得た額

5 公共工事の前払金の使途拡大の恒久化

東日本大震災からの復興を加速させるため、東日本大震災の被災地域における前金払の使途を拡大する特例に基づき、前払金の使途を「現場管理費」や「一般管理費」の一部にまで拡大する特例措置を継続してきた。

このたび、国土交通省より全国的にこの使途拡大措置を恒久化する方針が示されたため、本市の関係規程を改正し、恒久化に対応するもの。